

庄原市人権教育・啓発推進プラン（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1 実施期間と結果

- (1) 募集期間 令和8年2月2日（月） ～ 令和8年2月27日（金）
 (2) 提出者 4名
 (3) 意見件数 23件
 (4) 提出方法 持参（3名）、メール（1名）

2 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	計画資料		意見等の概要	市の考え方	所管部署
	章	ページ			
1	—	—	具体的なプランや内容が不明なため、意見することが難しいと感じました。 職員の研修に力を入れられることは伝わってきたので研修の成果に期待します。	本プランでの具体的な内容や施策については、本プランに係る実施計画に基づき、引き続き、市民の人権意識の高揚を図るとともに、職員研修を通じて、職員の人権意識の向上に努めてまいります。	地域共創課 総務課
2	—	—	人権教育を推進するうえで忘れてはならない視点として、今日の社会情勢をどのように捉えているのかが大きなポイントであると考えます。 おさえておかなければならない社会状況としてはまず、格差が拡大するなかで「自分さえ良ければよい」とした思考が強まっていること。日本国憲法の基礎である主権在民を否定するかの如く主張する政治勢力が台頭するなど、人権教育を推進するには、より困難な状況であることを認識したうえで、効果ある「プラン」にしなければならないと思います。 まず指摘しておきたいのは、「プラン（案）」全体を通して感じることは、結語において「市民に正しい情報を提供する」との記述が散見するところです。至極当然なことなのですが、めざすべきは人権教育を通して、差別根絶・人権確立をすることです。したがって、結語では各人権問題に対して認識を進め差別根絶をめざすことを明確に表すべきと考えます。 ※ただ、国の新たに制定された「人権法」は「国民1人1人の理解を深めるよう努める」ことを柱にしており情報提供に主眼を置くものになっているためとは思いますが。 しかし、人権を確立して行くためには、総合的施策展開をしなければなかなか成果を得ることは出来ないと考えます。	近年、格差の拡大や価値観の多様化が進む中で、人権尊重と相互理解への取り組みが重要となっています。 本プランは、庄原市のすべての人の人権を守り、人権侵害のない社会をめざす基本計画であるとともに、市民一人ひとりの人権尊重の意識を育てる啓発プランでもあります。そのため正しい情報の提供は啓発の観点から欠かせない取組の一つになります。 また、「認識を進め差別根絶をめざすこと」についても、いただいたご意見と同じ考えであり、プラン全体で具体的かつ総合的に示していることから、大幅な変更は予定しておりませんが、いただいたご意見を今後の検討課題として活用させていただきます。	地域共創課
3	第1章	P 2	「同対審答申」の評価において「同和問題は人権問題である」とされていますが、同対審答申の最も大きな意義は「同和問題解決は国の責務であり国民的課題である」と明確に記述されている点にあります。したがって、この部分は外すべきではなく、むしろ「国の責務であり国民的課題である」と明確に記述にすべきと考えます。	本プラン（第1章2節）において、「同和問題は人権問題である」という記述により答申の「同和問題解決は国の責務かつ国民的課題である」という意味合いを込めておりましたが、表現が足りなかったことを真摯に受け止め、追記することといたしました。	地域共創課
4	第1章	P 2	同和対策審議会答申は「国や行政の責務」「国民的課題」であることを明記していることが重要です。同和対策審議会答申がだされて以降、本当に「国民的課題」になっているか。庄原市では「市民的課題」となっているのか。	同和対策審議会答申は、同和問題の解決を国や行政の責務とする国民的課題と位置づけています。 本市としても、これを重く受け止め、この課題を市民一人ひとりが自らの問題として認識し、人権尊重の意識を高められるよう、引き続き施策の推進に努めてまいります。	地域共創課
5	第1章	P 3	近年では、SNSの登場やスマートフォンの普及などを背景とする、インターネット上での差別扇動が繰返され、深刻な人権侵害が発生しています。 インターネットでの差別発信では、ただたんに認識の誤りといえるものではなく意図的な差別扇動であることを明記すべきであると思います。	SNSやスマートフォンの普及に伴い、インターネット上での差別的な発信が増加し、深刻な人権侵害が生じている状況を本市としても重く受け止めております。 本プラン第2章（11）において、インターネット上の人権侵害を重要課題として挙げており、差別的表現や誤解を招く発信が被害を拡大させることについて言及しています。こうした差別発信は単なる認識の誤りではなく、意図的な差別扇動であることを改めて認識し、差別的な意図を持つ発信を許さず、正しい理解を深めるための取組を推進してまいります。	地域共創課
6	第1章	P 4	「人権に関する法制度も大きく進展しており」とされていますが、実際には法制度が整備されても差別の実態は大きく改善されていない状況です。そのため、「人権に関する法律が制定されている」と表現した方が適切であり、より厳しい評価とすべきだと考えます。	人権に関する法律が制定され、法制度も大きく進展しているという認識です。しかしながら依然として差別や偏見が残り、実態の改善には時間と多面的な取り組みが必要です。法制度の趣旨を踏まえた施策を推進するとともに、本プランに基づき、実情に即した啓発活動や取組を強化し、一層の差別解消に努めてまいります。	地域共創課
7	第1章	P 4	「人権侵害のない市民社会の実現をめざし、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本計画」とありますが、これを「人権侵害のない市民社会の実現をめざし、庄原市が果たすべき責任を明確化するとともに、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本計画」とし、本市の責任として取り組むことを明記すべきだと考えます。	本市としては、人権尊重のまちづくりを推進するにあたり、本市が主体的に責任を持って施策を展開し、地域の多様な人権課題に対応していくことを基本的な立場としております。 今後、施策の実施や情報発信において、本市の責任や役割を明確に示すことを意識し、市民の理解と協力を得ながら人権尊重のまちづくりを推進してまいります。	地域共創課
8	第2章	P 6	(3)個性の尊重について、少し解りにくい感じがします。近現代史を入れたり、具体的事例等も示すなかでの考察があった方が良いのではないかと思います。	本プランは、人権教育・啓発の基本的な方針を示す計画であるため、近現代史の詳細な経緯や具体的な事例を盛り込んでおりません。	地域共創課

No.	計画資料		意見等の概要	市の考え方	所管部署
	章	ページ			
9	第2章	P11	「おおむねその目的を達成したことから」とありますが、過大評価に感じられるため、ここは「一定の成果から」とすべきだと考えます。	本プランにおいて「おおむねその目的を達成したことから」と記載している部分については、ご指摘のとおり、一部においては過大評価と受け取られる恐れがあるため、「一定の成果が得られたことから」という表現に改めます。 本市としても、前計画の成果を踏まえつつも、依然として残された課題や新たな人権問題が存在することを踏まえ、今後も着実に取り組みを継続・強化していく必要があると考えております。	地域共創課
10	第2章	P11	「しかしながら、」の後に「現存する差別の実態や根強い差別意識により、」と加えるべきと考えます。	差別の実態や根強い差別意識は、依然として社会的な問題であることを認識しています。 ご提案いただいた趣旨を踏まえ、追記します。	地域共創課
11	第2章	P11	「こうした状況を踏まえ、本市では」の後に「総合的施策推進とともに」という文言を加えるべきだと考えます。これは、本市がこれまで同和問題解決に向けた認識のもと、一貫した取り組みを続けてきたことを反映するためです。	本市では、同和問題をはじめとした各人権課題に対し、部門横断的かつ多角的な施策を総合的に推進することで、その解決に努めてまいりました。部落差別解消に向けた総合的な取組は本市の基本的な姿勢であり、本プランにその趣旨が反映されていると考えております。	地域共創課
12	第2章	P11	部落差別の実態調査と課題の現状について、過去の実態調査で指摘された諸課題が、現時点でどのように解決・分析されているのかが不明確である。ハード面の整備完了をもって目的達成とするのではなく、現在も残る課題の実態把握と継続的な分析が必要である。	1985年に県北1市4郡で実施された「広島県北部同和地区実態調査」及び1997年に調査報告書としてまとめられた「地区実態の現状と課題」は、地域の課題把握や施策推進の重要な基盤となりましたが、現時点では新たな実態調査の実施は検討しておりません。これまでの調査結果や現状を踏まえながら、市民が部落差別に関する正しい理解を深められるよう、学習会や啓発活動に一層取り組んでまいります。 地域の実態や課題に合わせた人権教育の充実を図り、差別のない社会の実現に向けて努めてまいります。	地域共創課 生涯学習課
13	第2章	P11	差別落書きなどの対応について、どのように対応していくのか。	本市では、公衆トイレなど不特定多数の目に触れる場での差別的落書き等について、被害者に深刻な心理的苦痛を与えるだけでなく、社会全体に誤った偏見を拡散させる恐れがあると認識しております。そのため、あらかじめ対応手順を定めるとともに、発見した際は速やかに撤去を行うこととしており、関係機関と連携して対応しております。 啓発活動等を通じて、市民の人権意識の醸成を図りまた、啓発や地域等での学習機会を充実させ、こうした差別的行為の未然防止に努めてまいります。	地域共創課
14	第2章	P11	インターネット上の差別助長サイトへの対応について、名字や地名から地域を特定させる差別助長サイトが横行しており、強い危惧を抱いている。	インターネット上で被差別部落に関する情報が不当に公開され、差別を助長している状況は極めて深刻な人権侵害です。 本市としては、啓発や教育の充実を図るとともに、国や関係機関と連携して差別の根絶に向けた取組を推進してまいります。	地域共創課
15	第2章	P11	歴史的事実の風化防止と正しい歴史認識の重要性について、差別の解消には正しい歴史認識が不可欠である。地域の伝統芸能の背景や、一揆、強制労働等の歴史的事実を風化させずに正しく学ぶ機会を設けるべきである。	本市においても、同和問題や戦時中に朝鮮半島から労働力として連行されてきた歴史など、差別の背景にある歴史的事実を風化させることなく、正しい歴史認識を市民に伝えていくことは人権尊重のまちづくりを推進していくうえで大切な視点です。 本プランに基づき、学習の機会等を設け、次世代に確実に継承していく取組を推進してまいります。	生涯学習課 地域共創課
16	第3章	P17	先住民族アイヌ民族に関する記述の取り扱いについて、2007年のプランにはあったアイヌ民族に関する記述が、プラン（案）では欠落している。市内の地名や伝統行事の文言とアイヌ語との関連性など、本市とアイヌ民族の文化・歴史的な関わりについて、改めて学術的な研究が必要ではないか。	ご指摘いただきましたアイヌ民族に関する記述につきましては、本プランの17ページ「(14) 其他の人権問題①アイヌの人々」の項目で触れております。 本市としましても、先住民族に関する理解を深めることの重要性を認識しており、アイヌの人々の歴史や文化・伝統等について正しい理解と認識を深めるための取組を推進してまいります。	生涯学習課 地域共創課
17	第3章	P21	人権問題に取り組む基本的スタンスを明記し、本「プラン」の必然性を示すべきだと考えます。そのため、「行政の課題」という表現は「行政の義務」とすることが望ましいと考えます。	本プラン第1章4節の「プランの位置づけ」において、本プランは本市の責務を果たすための指針となるものと規定しております。したがって、ご指摘の「行政の課題」という表現に関しては、単なる課題認識にとどまらず、人権尊重に向けた行政の責任・義務を含んでおります。	地域共創課
18	第3章	P21	広島県内に拠点を置く団体に所属する者が講師として、県外の県立高校で部活動の指導中に部員へ差別的な表現を含む不適切な発言を行いました。 現場に居合わせた顧問が直ちにその問題を指摘し、当該校が所在する県の教育委員会からも当該講師に対し指導がなされました。一方、当該講師の所属する団体が拠点を置く広島県の教育委員会からは指導や対応がなされていません。 広島県外での出来事とはいえ、公的な教育の場に関わる者への監督者であるべき機関として、このような行為を放置している広島県教育委員会とどのような連携をするのか。	本件は、当該事案が発生した県の教育委員会において、当該講師へ指導が行われています。 一方で、当該事案が県外で発生していることや、当該講師が民間所属団体員であることから、広島県教育委員会が直ちに指導権限を有するものではないと思われませんが、当該講師への指導や再発防止の観点から、関係する教育委員会が必要に応じた対応を行うことであると認識しています。	教育委員会

No.	計画資料		意見等の概要	市の考え方	所管部署
	章	ページ			
19	—	—	2007年の「庄原市人権教育・啓発推進プラン」策定時には被差別部落当事者から聴き取りが行われましたが、今回のプランでは聴き取りが実施されたのか、また前回の当事者の声にどの程度応えられたのか、さらにこれまでの取り組みが今回のプランにどう反映されているのかが気になるところです。 人権教育により、差別の根絶と人権の確立を目指すものであり、正しい知識の提供が最終目的ではありません。	本市では、2007年に「庄原市人権教育・啓発推進プラン」を策定するにあたり、被差別部落当事者の方々にお話を伺い、その声を計画に反映させるとともに、その後の施策にも活かしてまいりました。 今回のプラン改訂は、前回のプランを発展的に引き継ぐものであり、当事者への聴き取りは実施しておりませんが、人権関係団体や関係者で構成される庄原市人権推進審議会において、意見を聴きながら策定を進めています。 ご指摘のとおり、本プランの目的は、人権に関する正しい知識の提供にとどまらず、差別をなくし人権が確立された社会を実現することにあります。 いただいたご意見は、今後の施策等の充実に向けて参考にさせていただきます。	地域共創課 生涯学習課
20	—	—	プラン（案）に意見を寄せるにあたり、私の地域における人権への関りをまず述べさせていただきます。 私が住んでいる地域では、多様な事情を抱える一人暮らしの方や介護者のいる家庭など、人権に関わる課題が多くあります。人権推進委員として地域学習会を企画し、そのことをきっかけに参加者同士で話をすることができました。そこで感じたのは、民生児童委員や地域包括支援センターなどの活動においてはそれぞれ研修制度や様々な事案に対するマニュアルも整備されているかと思います。しかしながら一個人として困り事等の相談にのった場合、プライバシーに配慮しながらどこまで踏み込むべきか悩むことも多いのが実情です。 プラン（案）に対する意見として、地域の状況や多様なニーズに即した具体的な人権施策については、地域や関係機関による取り組みが重要であると考えております。こうした実情を踏まえ、地域ごとの対応策を一層充実させていただきたいと願っております。	人権教育・啓発推進プランは市全体の基本方針として策定しています。地域ごとの具体的な対応策や個別の事案については、それぞれの状況に応じた対応が必要と認識しております。	地域共創課 社会福祉課 高齢者福祉課
21	—	—	私の勤務先の障害者共同作業所では、さまざまな障害を持つ方が通われています。近年は特に精神障害のある利用者が増えています。地域で育った障害者の中には、親の高齢化により今後施設での生活を余儀なくされる不安を抱える方もおられます。今回のプランには、庄原市の障害者の実態を踏まえた具体的な内容を盛り込んでほしいと思います。現状の計画は羅列的で、どこの自治体でも通用するような一般的な内容に感じられます。実態調査を行い、年代別に重点課題を設定し、段階的に達成していくまちづくり計画になることを強く望みます。	障害者の実態に対応した施策の必要性について、本市としても重要な課題と認識し、個別計画を策定しております。 精神障害をはじめ、障害の種類や利用者の生活環境は多様であり、その実情を丁寧に把握することが施策の基盤となります。 障害者の人権を守るための具体的な施策等については、本プランに係る実施計画及び各所管課が策定する個別計画に反映させてまいります。	社会福祉課
22	—	—	部落問題について、今庄原市の現状は何が課題でしょうか。かつては、何回も実態調査を行い、取り組まれました。その結果、解決してきたことも多々ありますが、新たに課題になってきていることも、はるかに広がっています。	本市における部落問題については、これまでに実態調査を行い、課題の解決に取り組んできた経緯がございます。これらの取組により、一定の改善が見られたことは事実ですが、一方で、時代の変化や社会環境の変容に伴い、新たな課題も広がってきていることを本市としても認識しております。 これからも差別の根絶に向けて取り組んでまいります。	地域共創課
23	—	—	プラン（案）に望むものとして、一つの人権課題を掘り下げていけば、全ての人権課題に結び付いていくと考えます。市として、教育委員会、生涯学習課、高齢者福祉課などが連携して、具体的な取組を柱として掲げて頂きたいと思います。	一つの人権課題を掘り下げることが、すべての人権課題の理解と解決につながるものと認識しております。 本市では、関係部署が連携し、多角的な視点から取組が必要であると考えています。 今後も部署間の連携を強化し、実効性のある施策を推進してまいります。	地域共創課 教育委員会 高齢者福祉課